○関東地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日　　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百五十四号　東京都文京区大塚五丁目一〇四番四から同区大塚五丁目一一一番一地先まで　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月一日

○中部地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日　　中部地方整備局長　富田　英治

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　一号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四日市市新正五丁目二五七二番一から同市日永東一丁目一五一番一まで	前	二一・〇〇～二七・六〇メートル	〇・〇四七キロメートル
	後	二一・〇〇～二六・〇〇メートル	〇・〇四七キロメートル
四日市市日永東一丁目天白川左岸堤防敷地先から同市日永東二丁目天白川右岸堤防敷地先まで	前	二一・五〇～二四・〇〇メートル	〇・〇三〇キロメートル
	後	二一・五〇～二四・〇〇メートル	〇・〇三〇キロメートル

四　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

二　一　道路の種類　一般国道
　　二　路線名　二百五十八号
　　三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岐阜県養老郡養老町瑞穂字大前五〇一番一地内	前	二三・九〇～三八・七〇メートル	〇・〇一五キロメートル
	後	二三・九〇～三六・二〇メートル	〇・〇一五キロメートル

四　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日　　中部地方整備局長　富田　英治

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
一　亀山市関町沓掛字楢ノ木八〇五番一から同市関町沓掛字下ヶ畑六一九番一まで　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所
〃　亀山市関町坂下字片岨八〇九番八地内　〃
〃　亀山市関町坂下字兜谷七二二番二〇から同市関町坂下字兜谷七二二番七まで　〃
〃　亀山市関町坂下字鈴鹿山六二二番一地内　〃
二百五十八号　岐阜県養老郡養老町瑞穂字垂穂五〇五番一から同町瑞穂字大前五〇一番一まで　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月一日

○中部地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月一日　　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　岡崎都市計画道路事業三・四・十三号美合線
三　事業施行期間　自平成二十二年三月一日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　愛知県岡崎市美合町字地蔵野、字三ノ久保、竜泉寺町字西山畑、字後山、蓑川町字井ノ口、字薮下、字西屋敷、字中屋敷、字東屋敷、字丸山越及び字入メキ地内
　使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月一日　　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　名古屋都市計画道路事業三・四・六百十八号新川清洲線
三　事業施行期間　自平成二十二年三月一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　愛知県清須市西須ヶ口及び桃栄一丁目、二丁目地内
　使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月一日　　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　瀬戸都市計画道路事業三・四・十四号瀬戸大府線
三　事業施行期間　自平成二十二年三月一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　愛知県瀬戸市菱野町、幡西町及び西脇町地内
　使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月一日　　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百十六号瀬戸都市計画道路事業三・四・十四号瀬戸大府線
三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし